

証券コード 6467
2022年6月2日

株主の皆さまへ

京都府京田辺市薪北町田13番地

株式会社 ニチダイ

代表取締役社長 伊 藤 直 紀

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日は、後記のとおり新型コロナウイルス感染症への対応策を会場にて実施する予定ではございますが、感染拡大防止の観点から、書面による議決権行使の活用もご検討ください。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | |
|---------|-------|--|------------------|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月23日（木曜日） | 午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会館C I Kビル4階 キララホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） | |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 | |
| | 決議事項 | | |
| | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 | |
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 | |
| | 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 | |

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nichidai.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会ご出席者へのご来場記念品の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第55期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・受付ほか会場内各所に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事について、円滑な進行となる方法を検討しております。
- ・株主様の質問用マイクの消毒を徹底いたします。
- ・本株主総会会場において、感染予防のため、株主様の座席の間隔をあけて配置いたします。
- ・今後の感染拡大の状況次第では、株主の皆さまの安全を第一に考え、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれも無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権は、書面によっても行使することができますので、是非ご利用をご検討ください。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・受付において検温させていただきます。体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場におきましては、アルコール消毒液の利用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況によっては、上記の内容を変更する場合もございますので、適宜当社ウェブサイト (<https://www.nichidai.jp>) をご確認ください幸いです。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における、当社グループの主要顧客業界である日系自動車産業では、年度前半は新型コロナウイルス感染拡大の影響により停滞した前年同期と比較し販売台数が増加傾向で推移したものの、下半期以降、半導体をはじめとした部品供給不足や、新型コロナウイルスの変異株の流行による感染再拡大の影響が顕著となり、生産が大幅に停滞いたしました。

また、ウクライナ問題等国際情勢の不安定化や、それに伴う原材料価格の高騰など、世界経済は先行き不透明な状況にあります。

このような状況のなか、ネットシェイプ事業では、上半期については新型コロナウイルス感染拡大により落ち込んだ前年より売上高が増加傾向で推移しましたが、下半期から自動車減産の影響が顕著となり失速いたしました。その結果、ネットシェイプ事業の売上高は61億7千9百万円（前年同期比23.1%増）となりました。

アッセンブリ事業につきましては、前年の大幅に低迷した水準からは回復しているものの、第2四半期に入り、ネットシェイプ事業と同様、自動車メーカーの減産の影響を受け、低調に推移いたしました。その結果、アッセンブリ事業の売上高は37億8百万円（前年同期比6.1%増）となりました。

フィルタ事業につきましては、国内向けは前年とほぼ同水準で推移した一方、海外向け製品が好調に推移し、売上高が当初の計画を上回る水準で推移いたしました。その結果、フィルタ事業の売上高は24億1千3百万円（前年同期比4.6%増）となりました。

以上の結果、全事業増収となり連結売上高は123億1百万円（前年同期比13.7%増）となりました。

損益面におきましては、フィルタ事業が堅調に推移したものの、ネットシェイプ事業、アッセンブリ事業の売上高が停滞したことから、営業利益2億1千7百万円（前年同期は3億3千9百万円の営業損失）、経常利益2億6千4百万円（前年同期は1億7千3百万円の経常損失）となりました。また、アッセンブリ事業等の固定資産について減損処理を

行い特別損失7億4千3百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失6億1千9百万円（前年同期は1億7千万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額はリースを含めて12億3千3百万円であり、その主なものは基幹システムの構築及びネットシェイプ、フィルタ事業用設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等の所要資金は、借入金、自己資金及びファイナンス・リース契約により充当いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第52期 (2018年度)	第53期 (2019年度)	第54期 (2020年度)	第55期 (当連結会計年度) (2021年度)
受 注 高 (百万円)	17,489	14,117	10,859	11,589
売 上 高 (百万円)	17,416	14,774	10,823	12,301
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,417	743	△173	264
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	968	477	△170	△619
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	106円99銭	52円76銭	△18円86銭	△68円43銭
総 資 産 (百万円)	17,183	16,384	15,656	15,327
純 資 産 (百万円)	12,037	12,600	12,169	11,439
1株当たり純資産額	1,205円60銭	1,253円69銭	1,217円26銭	1,144円98銭

※当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 率 比	主 要 な 事 業 内 容
ニチダイフィルタ株式会社	30,000千円	100.0%	各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売
THAI SINTERED MESH CO.,LTD.	90,000千バーツ	67.3% (33.3%)	焼結金属フィルタの製造・販売
NICHIDAI(THAILAND)LTD.	333,340千バーツ	75.0%	精密部品の組立及び製造・販売
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION	200千ドル	100.0%	精密鍛造金型の販売
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.	4,500千バーツ	46.7%	精密鍛造金型の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社であります。
2. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

世界各地で流行した新型コロナウイルス感染症については、新たな変異株が発生するなど、問題は長期化しており、収束の時期は未だ見通せない状況にあります。また、ウクライナ問題等国際情勢の不安定化により、世界経済は先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社の主要顧客業界である自動車産業では、販売台数の減少等の量的な影響が出るとともに、従来から進展している脱炭素化に向けた、電動化等の次世代自動車に向けた技術開発トレンドが加速しております。このような技術変化は、産業構造の変革を引き起こす可能性があり、当社の取り巻く経営環境も劇的に変化することが予想されます。

以上の状況を踏まえ、当社グループでは「全社戦略の再構築」「中期経営戦略の刷新」の課題に対処してまいります。

1. 全社戦略の再構築

当社グループは、創業事業であるネットシェイプ事業金型部門のコア技術を磨き続けることにより、他社と差別化を図り、領域を拡大する成長戦略を進めてまいりました。金型の開発、生産、販売にとどまらず、技術力を武器に差別化できる分野では精密鍛造品の提供も行い、より川下へ進めることを志向してきた歴史を持っております。

アッセンブリ事業におけるターボチャージャー部品の組立に関しても、構成部品の内製化や技術提案強化等、精密鍛造技術を駆使することにより、垂直的なシナジー効果の発揮をベースにした、全社戦略を推進してまいりました。

一方、近年の新型コロナウイルス感染拡大に伴う自動車産業の変調や、脱炭素化に伴う技術転換が内燃機関に関わる自動車部品の需要に影響を及ぼしております。特に、ターボチャージャーの主要市場である欧州地域では、自動車の電動化への転換を意図した政策が強力に推し進められており、その影響が鮮明になっております。

アッセンブリ事業のターボチャージャー部品に関しては、これまでのような高い成長は望めないものの、自動車生産回復時を見越し新たな機種が生産要求が出ていることから、顧客のニーズを確実にとらえ、受注を確実に確保することが喫緊の課題となっております。こうした状況を鑑み、短期的、中長期的にステージを区分し、次の施策を推進してまいります。短期的には、これまでアッセンブリ事業で培ってきた技術、生産ノウハウを活用するとともに、グローバル調達を進めることにより、新たな需要を確実に獲得する対応を進めてまいります。具体的には、熱処理技術を活用した提案力強化などを進めてまいります。

また、今般変更した中期経営戦略は、既存事業の強化は当然のこと、中長期的には新分野創出の必要性を強調したものになっております。ネットシェイプ事業とフィルタ事業における技術力と、アッセンブリ事業で培ってきた量産事業に関わるノウハウを組み合わせることで、新たなシナジー効果を生み出し、新分野探索に向けた挑戦を進めてまいります。

以上のように、この課題については、事業間にまたがる案件であるため、全社的な対応を進め、解決に向けた活動を進めてまいります。

また、これまで多様な産業分野で領域を広げてきたフィルタ事業に関しては、新製品、新用途、新規顧客の開拓を進め、自動車産業以外の分野の拡大を進めてまいります。

2. 中期経営戦略の刷新

当社グループでは、以上のような経営環境の変化及び全社戦略の再構築を考慮し、従来掲げていた中期経営戦略を刷新いたします。今回のリニューアルは、企業戦略、事業戦略双方の変化に関わるものであることから中期経営戦略「CHANGE ～ニチノベーション2026～」を掲げ進めてまいります。

このスローガンは、当社を取り巻く経営環境の変化が大きなものであること、それを乗り越えるためのキーワードがイノベーションであることを示しております。ニチノベーションとは、当社の社名であるニチダイとイノベーションを掛け合わせた造語であり、当社におけるイノベーションを追求する意味が込められております。このスローガンのもと、2026年まで、新たな中期経営戦略を進めてまいります。

今回の中期経営戦略には、成長戦略、新事業開発、海外戦略等多様なテーマが含まれております。まずは、当社のコア技術である精密鍛造技術及び積層焼結技術の応用及び進化により提案力を強化し、確実な成長と利益体質の強化を優先してまいります。

さらに、近年、顧客、株主、社員だけでなく、地球環境、地域社会など多様なステークホルダーへ配慮することや、情報技術の発展や社会意識の変化も考慮する必要性が生じてきております。そのため、新たな働き方や持続可能な社会への貢献を意識した中期経営戦略の内容になっております。

こうした状況を踏まえ、次の3つをポイントとし、中期経営戦略を進めてまいります。

① VSOP^{※1}精神での顧客価値創造

イ. 事業の成長と収益力強化

- ・コア技術の応用と進化による提案力強化
- ・顧客視点でのQDC^{※2}最大化

ロ. 新事業の創出とグローバル企業への進化

- ・シナジーを活用した新分野への探索と挑戦
- ・グローバル戦略強化

※1 VSOP：Vitality（活気・生命力）、Specialty（専門性・技術）、Originality（独創性・創意）、Passion（情熱）の頭文字。当社の創業から受け継がれている精神。当社の経営ビジョンに含まれている。

※2 QDC：Quality（品質）、Delivery（納期）、Cost（コスト）の頭文字。当社は差別化戦略をとっていることから、QDCの順に表記している。

② 社員が輝き続ける会社づくり

イ. 社員の成長、会社の成長を喜ぶ相互関係の構築

- ・挑戦を歓迎する仕組みづくり
- ・組織風土改革

ロ. 社員が誇れる企業への成長

- ・ダイバーシティの推進
- ・健康経営の実現

③ 持続可能な社会への貢献

イ. 社会から必要とされ、選ばれる企業へ

- ・技術による社会課題の解決
- ・ESG^{※3}経営の推進

ロ. 次世代社会への貢献

- ・環境に配慮したものづくり改革
- ・サステナブル社会への取り組み

※3 ESG：Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

精密金型の開発・製造・販売

精密鍛造品及びその関連する成形品の開発・製造・販売

各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売

精密部品の組立及び開発・製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

《当社》

本社：京都府京田辺市新北町田13番地

営業所：熊谷営業所（埼玉県熊谷市）

浜松営業所（浜松市中区）

名古屋営業所（名古屋市名東区）

京都営業所（京都府綴喜郡宇治田原町）

岡山営業所（岡山市北区）

熊本営業所（熊本市東区）

工場：宇治田原工場（京都府綴喜郡宇治田原町）

京田辺工場（京都府京田辺市）

《ニチダイフィルタ株式会社》

本社：京都府綴喜郡宇治田原町禅定寺塩谷14番地

工場：宇治田原工場（京都府綴喜郡宇治田原町）

《THAI SINTERED MESH CO.,LTD.》

本社・工場：Saha Group Industrial Park, 99/8 Moo 5,
Tambol Pasak, Amphur Muang Lamphun 51000 Thailand

《NICHIDAI(THAILAND)LTD.》

本社・工場：700/882 Moo 5 Tb. Nhongkakha
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI ASIA CO.,LTD.》

本社：700/882 Moo 5 Tb. Nhongkakha
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI U.S.A. CORPORATION》

本社：1446 Reynolds Road, Suite 303, Maumee, OH, 43537, USA

(7) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
660名	6名減

（注）従業員数には、臨時雇用者（期中平均7名）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
368名	6名減	40.1歳	15.7年

（注）従業員数には、臨時雇用者（期中平均5名）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	883,395
株式会社京都銀行	630,012
株式会社みずほ銀行	120,824
日本生命保険相互会社	100,000

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,053,300株
 (3) 株主数 4,248名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 ジ ャ ス ト	885	9.78
田 中 克 尚	477	5.27
ニ チ ダ イ 従 業 員 持 株 会	426	4.71
中 棹 知 子	282	3.12
永 井 詳 二	270	2.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	260	2.87
古 屋 啓 子	252	2.79
京 都 中 央 信 用 金 庫	220	2.43
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	217	2.40
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	154	1.70

(注) 持株比率は自己株式（2,066株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	古 屋 元 伸	執行役員 執行役員 ネットシェイプ事業統括本部長 ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長 ネットシェイプ事業統括本部 技術開発本部長
代 表 取 締 役 社 長	伊 藤 直 紀	
取 締 役	伊 藤 正 人	
取締役（常勤監査等委員）	渡 部 敏 成	公認会計士・税理士 陰地弘和会計事務所所長 弁護士 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー 京阪神ビルディング株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	陰 地 弘 和	
取締役（監査等委員）	竹 田 千 穂	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）陰地弘和氏及び取締役（監査等委員）竹田千穂氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
社外取締役の兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役（監査等委員）陰地弘和氏及び取締役（監査等委員）竹田千穂氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員を除く）、執行役員からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との連携を強化し、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、渡部敏成氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）陰地弘和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	雨 崎 裕 司	ネットシェイプ事業統括本部 営業本部長
執 行 役 員	井 上 悦 男	アッセンブリ事業本部長 NICHIDAI(THAILAND)LTD.社長
執 行 役 員	山 根 隆 義	管理統括本部 管理本部長

6. 2022年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
古 屋 元 伸 山 根 隆 義	代表取締役会長 執行役員 管理統括本部 管理本部長	取締役会長 執行役員 管理本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）渡部敏成氏、陰地弘和氏及び竹田千穂氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行にかかる行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求が提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしており（ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反等、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます。）、その保険料の全額は当社が負担しております。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役および執行役員等の主要な業務執行者です。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、短期的な業績に連動した報酬ではなく、中長期的な視点で業務執行を可能とすることを基本方針とし、職責の重要度や貢献度により算定する固定報酬と、会社業績（営業利益、経常利益などを総合的に考慮します。）とそれぞれの取締役の役割や職務執行状況に連動する業績連動報酬に分けて支給します。

業績連動報酬は固定報酬及び業績連動報酬の合計額の5分の1を超えない額に設定します。固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬は年1回支給します。

また、取締役（監査等委員）の報酬は業績に連動せず、取締役（監査等委員）の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬額については、株主総会で決定した報酬総額、取締役会で決定した基本方針の範囲内で、取締役会の委任を受けた代表取締役社長執行役員伊藤直紀が決定しております。当該権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。代表取締役社長が決定した個人別の報酬額については、監査等委員会が報告を受けて協議し、取締役会に提言することで、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	74,104	74,104	—	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	9,662	9,662	—	1
社外取締役(監査等委員)	7,200	7,200	—	2

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
12頁の「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりです。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）陰地弘和	当事業年度に開催された取締役会には、16回開催中すべて、また監査等委員会には、17回開催中すべてに出席しております。公認会計士として、企業会計に関する豊富な経験（学識・専門知識）を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当社取締役会、監査等委員会及び経営会議において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
取締役（監査等委員）竹田千穂	当事業年度に開催された取締役会には、16回開催中すべて、また監査等委員会には、17回開催中すべてに出席しております。弁護士として、企業法務に関する豊富な経験（学識・専門知識）を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当社取締役会、監査等委員会及び経営会議において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営基本方針に則った「行動規範」を制定し、当社取締役社長が役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底します。
- ② 執行役員の業務執行について、取締役会及び監査等委員会は監督を行い、重要な事項については取締役会が意思決定を行います。
- ③ 監査等委員会及び内部監査室は連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無について、当社グループ各社の監査を順次実施するなど、監査体制の強化を図ります。
- ④ 当社グループの企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について執行役員会等で適切に審議します。また、組織横断的な各種会議体で、各組織におけるリスクの把握及び対応の方針と体制について審議し、決定を行います。
- ⑤ 当社グループのコンプライアンスの状況については、内部通報制度を含め、必要に応じて取締役会に報告する体制を構築します。
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求に対しては、「行動規範」、「グループ倫理規程」に従い、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会に関する文書、取締役会、執行役員会、経営会議、その他重要な会議に関する文書、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）について、「文書管理規程」、「稟議規程」、「情報システム業務管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に則った保存、管理を行います。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に則ったリスク管理体制を整備、構築します。当社グループ会社は、本規程を準用し、当社グループ会社取締役社長が統括管理を行います。
- ② 当社及び当社グループ会社のリスクを総括的に管理する部門を総務部とし、定期的に各部門内のリスクの評価を行い、改善を図ります。

- ③ 危機発生時には、「リスク管理規程」、マニュアル等に定められた手順に従い、情報収集を行い、重大な危機については対策本部を設置し、対応します。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は執行役員制度を導入し、取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監督を行います。職務の執行は執行役員（取締役兼務者含む）が経営基本方針に基づき、役割を分担し効率的な執行ができる体制とします。
- ② 当社取締役会にて承認された当社グループの中期経営計画に基づき、執行役員（取締役兼務者含む）は、目標達成のために職務を執行し、取締役会はその進捗状況の管理を行います。
- ③ 事業部門を統括する執行役員等で構成された執行役員会を、定期的に又は必要に応じて開催し、当社取締役社長に委任された業務執行上の重要事項について決定を行います。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社が相互に協力し、企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的として、必要な事項及びグループ会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行います。
- ② 当社グループ会社の取締役社長は、自社の管理の進捗状況を定期的に経営会議等において報告します。
- ③ 当社グループ会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社の取締役社長が統括管理します。
- ④ 監査等委員会と内部監査室は、当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、グループ会社における適正な業務の運営を維持します。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助する「監査等委員会事務局」を設置し、監査等委員会事務局所属の使用人を配置します。
- ② 監査等委員会事務局の使用人は、兼任とするが複数を置き、監査等委員会の指示に従って、その監査職務の補助を行います。
- ③ 監査等委員会事務局の使用人の任命・異動・懲戒に際しては、予め監査等委員会委員長の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とします。

- ④ 監査等委員会事務局の使用人が監査職務の補助を行う場合は、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けません。

(7) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実及びそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査等委員会に報告します。
- ② 当社監査等委員が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員に回覧します。
- ③ 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査等委員会に内部通報の状況等について定期的に報告します。
- ④ 当社グループは、上記の報告を行った取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱を行うことを禁止します。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の支払又はその償還については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制とします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役社長は監査等委員会に定期的に参加し、監査等委員との間で意見や情報の交換ができる体制とします。
- ② 内部監査室は監査等委員との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けることができる体制とします。
- ③ 監査等委員が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

当社は、当社グループの「経営理念」・「経営ビジョン」・「行動基準」・「行動規範」を定め、コンプライアンスに関する基本的な考え方、企業行動規範について、イントラネットへの掲載、ステートメントカード等の配布、教育等を通じて周知しております。

また、法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報の窓口を内部監査室及び弁護士事務所に設置し、イントラネットへの掲載、教育等を通じて、内部通報制度の周知徹底を図っております。

当期は、法令遵守の教育を行うなど労務管理の徹底を図り、加えて階層教育として、コミュニケーション改善の一環として、対話力向上の研修を導入いたしました。

リスク管理については、執行役員会にて、当社グループのリスク管理の評価、見直しを行い、対応するマニュアルの改定、追加を行いました。また、新型コロナウイルス感染症への対応としては、対策会議を適時開催し、当社グループ社員の安全確保と事業活動の継続に向けた対策を講じました。

情報セキュリティについては、社会的に問題となっているマルウェアやランサムウェア等による情報漏洩に対し、構築したセキュリティ対策の更新を図り、機密情報流出の未然防止に向けた取組みを行っております。

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は5名（内2名は取締役兼務）で構成されております。執行役員会は、子会社社長も出席のうえ毎月開催され、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努めており、執行役員会で決議された事項は、速やかに取締役会に報告しております。

当社及び当社グループ会社に係るリスクに対しては、毎月開催される経営会議（当社及び当社グループ会社の役員等で構成）にて報告を行い、各社からの報告内容を取締役が確認するほか、重要な案件については、執行役員会に諮り審議しております。

取締役会は、監査等委員3名（内2名は社外取締役）を含む取締役6名で構成され、毎月開催される取締役会では、各議案についての審議、業務遂行の状況の監督を行い、同日開催される経営会議と併せ、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性が確保されております。

また、当社グループ会社に対しては、当社より役職員を派遣、出向、又は兼務させることに加え、経営会議にて当社グループ全体の業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

これら重要な会議の開催にあたっては、WEB会議の利用を促進することで、職務執行の更なる効率化及び感染リスクの低減を図っております。

監査等委員は、取締役会、経営会議、各事業会議等の重要な会議への出席等を通じ、又は直

接のヒアリングを通じて、取締役、執行役員及び部門責任者等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員会は、内部監査室が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査室と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,180,580	流 動 負 債	3,250,055
現 金 及 び 預 金	4,056,482	買 掛 金	1,008,015
受 取 手 形	331,185	短 期 借 入 金	430,000
売 掛 金	1,988,677	一年内返済予定の長期借入金	759,722
電 子 記 録 債 権	720,316	リ ー ス 債 務	279,697
商 品 及 び 製 品	613,441	未 払 法 人 税 等	65,694
仕 掛 品	743,634	賞 与 引 当 金	156,523
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	629,010	そ の 他	550,402
そ の 他	97,833		
固 定 資 産	6,146,784	固 定 負 債	637,756
有 形 固 定 資 産	5,054,693	長 期 借 入 金	544,509
建 物 及 び 構 築 物	1,460,627	リ ー ス 債 務	45,134
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,164,864	繰 延 税 金 負 債	308
工 具、器 具 及 び 備 品	214,293	退 職 給 付 に 係 る 負 債	47,803
土 地	1,812,291		
リ ー ス 資 産	273,580	負 債 合 計	3,887,811
建 設 仮 勘 定	129,036	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	561,338	株 主 資 本	9,983,216
電 話 加 入 権	2,723	資 本 金	1,429,921
ソ フ ト ウ エ ア	123,496	資 本 剰 余 金	1,192,857
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	6,441	利 益 剰 余 金	7,361,675
リ ー ス 資 産	428,677	自 己 株 式	△1,236
投 資 そ の 他 の 資 産	530,752	その他の包括利益累計額	380,303
投 資 有 価 証 券	37,651	その他有価証券評価差額金	5,112
退 職 給 付 に 係 る 資 産	311,245	為 替 換 算 調 整 勘 定	295,365
繰 延 税 金 資 産	56,951	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	79,825
そ の 他	124,904	非 支 配 株 主 持 分	1,076,033
		純 資 産 合 計	11,439,554
資 産 合 計	15,327,365	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,327,365

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,301,330
売上原価	9,961,059
売上総利益	2,340,271
販売費及び一般管理費	2,123,038
営業利益	217,232
営業外収益	60,136
受取利息	3,387
受取配当金	406
受取保険金及び保険配当金	5,024
助成金収入	20,266
為替差益	15,541
その他	15,510
営業外費用	12,480
支払利息	9,524
投資事業組合運用損	1,663
その他	1,292
経常利益	264,889
特別利益	564
固定資産売却益	564
特別損失	744,605
固定資産除却損失	622
減損損失	743,983
税金等調整前当期純損失	479,151
法人税、住民税及び事業税	111,260
法人税等調整額	93,380
当期純損失	683,792
非支配株主に帰属する当期純損失	64,439
親会社株主に帰属する当期純損失	619,352

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,429,921	1,192,857	8,062,488	△1,236	10,684,030
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△81,461		△81,461
親会社株主に帰属する当期純損失			△619,352		△619,352
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△700,813	－	△700,813
当 期 末 残 高	1,429,921	1,192,857	7,361,675	△1,236	9,983,216

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	7,040	290,912	35,732	333,685	1,151,558	12,169,274
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△81,461
親会社株主に帰属する当期純損失						△619,352
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,927	4,452	44,093	46,617	△75,524	△28,906
当 期 変 動 額 合 計	△1,927	4,452	44,093	46,617	△75,524	△729,720
当 期 末 残 高	5,112	295,365	79,825	380,303	1,076,033	11,439,554

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

5 社
ニチダイフィルタ株式会社
THAI SINTERED MESH CO.,LTD.
NICHIDAI(THAILAND)LTD.
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION

- ② 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社 4 社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、国内連結子会社 1 社の事業年度の末日は 3 月31日であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

- ・商品及び製品、仕掛品
金型

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- 精密鍛造品・
アッセンブリ品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

フィルタ	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） ただし、焼結原板については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
・ 原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
・ 貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
② 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
イ．有形固定資産（所有権移転外リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 7年～50年 機械装置及び運搬具 4年～10年
ロ．無形固定資産（所有権移転外リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づいております。
ハ．所有権移転外リース資産	当社及び国内連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており、在外連結子会社については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
③ 重要な引当金の計上基準	
イ．貸倒引当金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。
④ 退職給付に係る会計処理の方法	
イ．退職給付見込額の期間帰属方法	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の受渡条件が履行された時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の受渡条件が履行された時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

サービスに係る収益は、主に設備の正常稼働確認等であり、顧客とのサービス提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の条件が履行された時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の条件が履行された時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、前連結会計年度は当社グループの主要顧客である日系自動車メーカーの工場稼働が停止するなど、経済活動が著しく停滞し大きな影響を受けておりました。当連結会計年度は、第2四半期までは本格的な回復には至らなかったものの、回復傾向となりました。しかし、第3四半期以降、半導体をはじめとした部品の供給不足や、当該感染症の変異株の流行による感染再拡大の影響により、生産が大幅に停滞いたしました。

翌連結会計年度も先行きを予測することは困難であります。当社グループでは、現時点で入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度以降につきましては当該感染症が継続しつつも緩やかに回復すると仮定して、会計上の見積りを行っております。

当社グループの連結計算書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りの内容は次のとおりであります。

1. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,054,693千円
無形固定資産	561,338千円
減損損失	743,983千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループには、ネットシェイプ事業、アッセンブリ事業及びフィルタ事業がありますが、継続的に収支の把握がなされている、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位として、各事業を資産グルーピングの単位としております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当連結会計年度においては、自動車生産台数の減少等を要因としてアッセンブリ事業において営業損益が継続してマイナスとなったことから、当該事業の資産グループに対して減損の兆候を識別し、717,636千円の減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは経営者が作成した事業計画を基礎として見積っております。事業計画では、自動車生産台数の将来の推移に関する予測や、そこから生じる得意先からの将来の受注予測に一定の仮定をおいており、その過程には不確実性が伴っております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に加え、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 56,951千円

繰延税金負債 308千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産を計上するにあたり、繰延税金資産の回収可能性について、納税主体ごとに将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得及びタックスプランニング等に基づき判断しております。

将来課税所得は、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もっており、スケジュールリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に加え、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 履行義務への取引価格の配分

当社における製品の販売と設備の正常稼働確認等のサービス提供が一体となった取引について、従来は、取引価格に含まれるマージンを製品に配分しておりましたが、製品とサービスの独立販売価格の比率に基づき、取引価格を配分する方法に変更しております。

(2) 変動対価が含まれる取引に係る収益認識

一部の海外連結子会社における売上リバートについて、従来は、金額確定時に売上高から控除しておりましたが、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,294千円減少し、営業利益及び経常利益は同額減少し、税金等調整前当期純損失は同額増加しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、当連結会計年度の連結貸借対照表において、流動負債の「その他」に含まれております「返金負債」が2,402千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(無形固定資産の耐用年数の変更)

当社が保有するソフトウェアは、従来、耐用年数を5年として減価償却を行ってきましたが、当連結会計年度において、基幹システムを再構築したことに伴い、ソフトウェアの経済的耐用年数を検討した結果、当該基幹システムについては10年間使用可能であると判断したため、耐用年数を10年に見直しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費は41,627千円減少し、営業利益及び経常利益は同額増加し、税金等調整前当期純損失は同額減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	498,301千円
土地	1,488,224千円
計	1,986,525千円

(注) なお、上記の他在外連結子会社の電力料保証金として差し入れている定期預金が11,727千円あります。

② 担保資産に対応する債務

長期借入金(一年以内返済予定額を含む)	1,004,219千円
短期借入金	216,605千円
計	1,220,824千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,938,300千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

セグメント	場所	用途	種類	減損損失（千円）
アッセンブリ事業	京都府京田辺市	事業用資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具等	366,347
フィルタ事業	京都府綴喜郡宇治田原町	売却予定資産	機械装置及び運搬具	26,346
アッセンブリ事業	タイ王国チョンブリ県	事業用資産	機械装置及び運搬具等	351,288

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは事業用資産につきましては、報告セグメントの区分に基づきグルーピングを行っております。また、売却予定資産、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

京都府京田辺市所在のアッセンブリ事業の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は建物及び構築物158,999千円、機械装置及び運搬具157,386千円、その他49,962千円です。

京都府綴喜郡宇治田原町所在のフィルタ事業の売却予定資産については、売却処分による回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、当該資産については2022年1月に売却済みであります。

タイ王国チョンブリ県所在のアッセンブリ事業の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は機械装置及び運搬具275,010千円、その他76,278千円です。

(4) 回収可能価額の算定方法

京都府京田辺市所在のアッセンブリ事業の事業用資産については、使用価値により測定しております。

京都府綴喜郡宇治田原町所在のフィルタ事業の売却予定資産については、売却予定価格に基づく正味売却価額により測定しております。

タイ王国チョンブリ県所在のアッセンブリ事業の事業用資産については、使用価値により測定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

9,053,300株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	2,066株	－株	－株	2,066株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	36,204	4	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	45,256	5	2021年9月30日	2021年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	27,153	3	2022年3月31日	2022年6月24日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	26,815	26,815	—
資産計	26,815	26,815	—
長期借入金(一年以内返済予定額を含む)	1,304,231	1,303,232	△998
負債計	1,304,231	1,303,232	△998

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、P31の表の「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
投資事業有限責任組合への出資	10,836

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	26,815	—	—	26,815
資産計	26,815	—	—	26,815

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(一年以内返済予定額を含む)	—	1,303,232	—	1,303,232
負債計	—	1,303,232	—	1,303,232

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ネットシェイプ	アッセンブリ	フィルタ	
売上高				
日本	4,103,425	1,571,621	1,591,669	7,266,715
タイ	1,066,879	2,136,616	97,264	3,300,761
その他	1,008,953	—	724,900	1,733,853
顧客との契約から生じる収益	6,179,258	3,708,238	2,413,834	12,301,330
外部顧客への売上高	6,179,258	3,708,238	2,413,834	12,301,330

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び国内連結子会社は、ネットシェイプ事業、アッセンブリ事業、フィルタ事業における製品の製造・販売を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、契約上の受渡条件が履行された時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

また、ネットシェイプ事業において、製品の製造・販売に加え、販売した製品の正常稼働確認等のサービスを提供しており、これらサービスについては、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,144円98銭

(2) 1株当たり当期純損失

68円43銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,507,025	流 動 負 債	2,643,173
現 金 及 び 預 金	1,242,188	買 掛 金	628,195
受 取 手 形	215,287	短 期 借 入 金	430,000
売 掛 金	1,386,474	1年内返済予定の長期借入金	759,722
電 子 記 録 債 権	484,984	リ ー ス 債 務	276,550
製 品	405,744	未 払 金	311,471
原 材 料	119,491	未 払 法 人 税 等	16,914
仕 掛 品	536,060	未 払 消 費 税 等	62,696
貯 蔵 品	43,115	預 り 金	12,459
未 収 入 金	35,913	賞 与 引 当 金	133,293
前 払 費 用	8,934	そ の 他	11,870
そ の 他	28,830		
固 定 資 産	5,525,439	固 定 負 債	587,296
有 形 固 定 資 産	3,643,238	長 期 借 入 金	544,509
建 築 物	862,216	リ ー ス 債 務	42,787
構 築 物	130,452		
機 械 及 び 装 置	630,880		
車 両 運 搬 具	4,336		
工 具、器 具 及 び 備 品	86,491		
土 地	1,632,394		
リ ー ス 資 産	268,365		
建 設 仮 勘 定	28,101		
無 形 固 定 資 産	524,059		
電 話 加 入 権	2,723		
ソ フ ト ウ エ ア	92,658		
リ ー ス 資 産	428,677		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,358,141		
投 資 有 価 証 券	37,651		
関 係 会 社 株 式	969,746		
出 資 金	5		
前 払 年 金 費 用	165,495		
保 険 積 立 金	54,565		
会 員 権	40,150		
繰 延 税 金 資 産	80,649		
そ の 他	9,879		
資 産 合 計	10,032,465		
		負 債 合 計	3,230,469
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	6,796,883
		資 本 剰 余 金	1,429,921
		資 本 準 備 金	1,192,857
		利 益 剰 余 金	4,175,341
		利 益 準 備 金	55,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		別 途 積 立 金	2,830,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,290,341
		自 己 株 式	△1,236
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,112
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,112
		純 資 産 合 計	6,801,995
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,032,465

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,185,651
売上原価	5,999,945
売上総利益	1,185,705
販売費及び一般管理費	1,388,472
営業損	202,766
営業外収益	165,131
受取利息	31
受取配当金	71,089
助成金収入	15,781
為替差益	9,296
受取ロイヤリティ	50,250
その他	18,681
営業外費用	12,307
支払利息	9,508
投資事業組合運用	1,663
その他	1,134
経常損	49,942
特別損失	366,712
固定資産除却損	365
減損	366,347
税引前当期純損失	416,655
法人税、住民税及び事業税	11,292
法人税等調整額	83,881
当期純損失	511,829

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	2,830,000	1,883,632	4,768,632	△1,236	7,390,173
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△81,461	△81,461		△81,461
当 期 純 損 失						△511,829	△511,829		△511,829
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△593,290	△593,290	-	△593,290
当 期 末 残 高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	2,830,000	1,290,341	4,175,341	△1,236	6,796,883

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	7,040	7,040	7,397,214
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△81,461
当 期 純 損 失			△511,829
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,927	△1,927	△1,927
当 期 変 動 額 合 計	△1,927	△1,927	△595,218
当 期 末 残 高	5,112	5,112	6,801,995

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② その他有価証券 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格のない株式等以外のもの ・市場価格のない株式等 | <p>時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> |
| ③ 棚卸資産 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・製品、仕掛品 <li style="padding-left: 20px;">金型 <li style="padding-left: 20px;">精密鍛造品・ <li style="padding-left: 20px;">アッセンブリ品 ・原材料 ・貯蔵品 | <p>個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）</p> <p>移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）</p> <p>移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）</p> <p>最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）</p> |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | | | | | |
|--------------------------|--|----|---------|--------|--------|
| ① 有形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） | <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>31年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>9年～10年</td> </tr> </table> | 建物 | 31年～50年 | 機械及び装置 | 9年～10年 |
| 建物 | 31年～50年 | | | | |
| 機械及び装置 | 9年～10年 | | | | |
| ② 無形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） | <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づいております。</p> | | | | |
| ③ 所有権移転外リース資産 | <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> | | | | |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | <p>売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> |
| ② 賞与引当金 | <p>従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。</p> |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の受渡条件が履行された時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の受渡条件が履行された時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

サービスに係る収益は、主に設備の正常稼働確認等であり、顧客とのサービス提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の条件が履行された時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の条件が履行された時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（重要な会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の影響について、前事業年度は当社の主要顧客である日系自動車メーカーの工場稼働が停止するなど、経済活動が著しく停滞し大きな影響を受けておりました。当事業年度は、第2四半期までは本格的な回復には至らなかったものの、回復傾向となりました。しかし、第3四半期以降、半導体をはじめとした部品の供給不足や、当該感染症の変異株の流行による感染再拡大の影響により、生産が大幅に停滞いたしました。

翌事業年度も先行きを予測することは困難であります。当社では、現時点で入手可能な情報に基づき、翌事業年度以降につきましては当該感染症が継続しつつも緩やかに回復すると仮定して、会計上の見積りを行っております。

当社の計算書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りの内容は次のとおりであります。

1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,643,238千円
無形固定資産	524,059千円
減損損失	366,347千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社には、ネットシェイプ事業、アッセンブリ事業がありますが、継続的に収支の把握がなされている、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位として、各事業を資産グルーピングの単位としております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当事業年度においては、自動車生産台数の減少等を要因としてアッセンブリ事業において営業損益が継続してマイナスとなったことから、当該事業の資産グループに対して減損の兆候を識別し、366,347千円の減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは経営者が作成した事業計画を基礎として見積っております。事業計画では、自動車生産台数の将来の推移に関する予測や、そこから生じる得意先からの将来の受注予測に一定の仮定をおいており、その過程には不確実性が伴っております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に加え、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	80,649千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産を計上するにあたり、繰延税金資産の回収可能性について、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得及びタックスプランニング等に基づき判断しております。

将来課税所得は、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もっており、スケジュールリング可能な

一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に加え、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・履行義務への取引価格の配分

当社における製品の販売と設備の正常稼働確認等のサービス提供が一体となった取引について、従来は、取引価格に含まれるマージンを製品に配分しておりましたが、製品とサービスの独立販売価格の比率に基づき、取引価格を配分する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(無形固定資産の耐用年数の変更)

当社が保有するソフトウェアは、従来、耐用年数を5年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において、基幹システムを再構築したことに伴い、ソフトウェアの経済的耐用年数を検討した結果、当該基幹システムについては10年間使用可能であると判断したため、耐用年数を10年に見直しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費は34,009千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は同額減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物	498,301千円
土地	1,488,224千円
計	1,986,525千円

② 担保資産に対応する債務

長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	1,004,219千円
短期借入金	216,605千円
計	1,220,824千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,883,665千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	187,398千円
短期金銭債務	4,488千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

セグメント	場所	用途	種類	減損損失（千円）
アッセンブリ事業	京都府京田辺市	事業用資産	建物、機械及び装置等	366,347

② 資産のグルーピングの方法

当社は事業用資産につきましては、報告セグメントの区分に基づきグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

③ 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は建物158,025千円、機械及び装置157,386千円、その他50,935千円です。

④ 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しております。

(2) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	855,625千円
営業取引（支出分）	58,162千円
営業取引以外の取引（収入分）	121,357千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,066株	－株	－株	2,066株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	46,865千円
未払事業税	5,589千円
棚卸資産評価損	57,710千円
繰越欠損金	134,633千円
減損損失	132,097千円
その他	12,269千円

小計	389,164千円
----	-----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△255,619千円
-----------------------	------------

合計	133,544千円
----	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,254千円
--------------	----------

前払年金費用	△50,641千円
--------	-----------

小計	△52,895千円
----	-----------

繰延税金資産の純額	80,649千円
-----------	----------

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	NICHIDAI (THAILAND)LTD.	75.0	・ 役員の兼任	・ 当社製品の 販売	433,082	・ 売掛金	100,283
			・ 当社製品の 販売等	・ 受取ロイヤ リティー	50,250	・ 未収入金	11,128

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	751円50銭
---------------	---------

(2) 1株当たり当期純損失	56円55銭
----------------	--------

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦宏和
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇美紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチダイの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチダイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	三	浦	宏	和
業 務 執 行 社 員					
指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	木	戸	脇	美 紀
業 務 執 行 社 員					

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチダイの2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員その他使用人からその構築及び運用の状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株 式 会 社 ニ チ ダ イ 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 渡 部 敏 成 ㊟

監 査 等 委 員 陰 地 弘 和 ㊟

監 査 等 委 員 竹 田 千 穂 ㊟

(注) 監査等委員陰地弘和氏及び竹田千穂氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する
社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び安定した配当の維持等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は27,153,702円となります。

また、これにより中間配当金5円と合わせまして、年間配当金は1株につき金8円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第14条 (記載省略)	第12条～第14条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等)
	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第17条 (記載省略)	第16条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	附 則 (電子提供措置等に関する経過措置) 1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として異論はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	ふる や もと のぶ 古 屋 元 伸 (1955年9月21日生) 再任	1998年3月 当社入社 1999年6月 当社取締役 2000年4月 当社営業本部長 営業企画室長 2001年6月 当社代表取締役副社長 2002年4月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役会長 2022年4月 当社取締役会長（現任）	135,700株
（取締役の候補者とした理由） 2002年から代表取締役社長として、2021年からは代表取締役会長として長年にわたり当社の経営を担っており、経営全般に携わってきた豊富な経験と知見を有し、取締役として職務を適切に執行していることから、引き続き、取締役候補者とさせていただきます。			
2	い とう なお き 伊 藤 直 紀 (1982年10月19日生) 再任	2016年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員（現任） 当社経営企画室長 2019年6月 当社取締役副社長 当社経営企画室長 2020年4月 当社取締役副社長 当社管理統括本部長 当社経営企画室長 2021年4月 当社代表取締役社長（現任）	18,300株
（取締役の候補者とした理由） 2019年から取締役副社長として、代表取締役社長の経営の執行を補佐し、中期経営計画を実行してきた経験と知見を有し、2021年4月より当社代表取締役社長としてリーダーシップを発揮して、取締役としての職務を適切に執行していることから、引き続き、取締役候補者とさせていただきます。			

3	伊藤正人 (1967年2月19日生) 再任	1985年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員（現任） 当社ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長（現任） 2019年4月 当社ネットシェイプ事業統括本部長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年4月 当社ネットシェイプ事業統括本部 技術開発本部長（現任）	3,300株
		（取締役の候補者とした理由） 長年にわたり当社の製造部門において尽力し、海外における精密鍛造金型部門の立上げを行う等、製造部門のみならず当社事業全般に精通し、2019年からは取締役としてネットシェイプ事業を指揮してきた経験と知見を有しており、取締役として職務を適切に執行していることから、引き続き、取締役候補者とさせていただきます。	

- （注） 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告（本招集ご通知13頁）に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

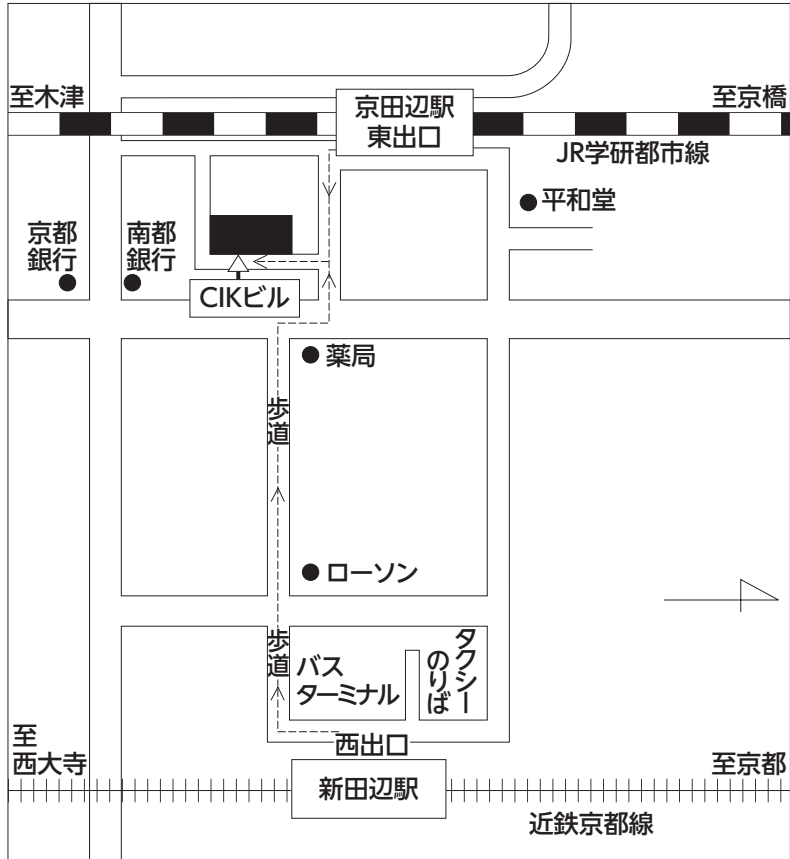
以上

〈メ モ 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会館C I Kビル4階 キララホール



(交通機関) 近鉄京都線「新田辺」駅、西出口から徒歩約5分
JR学研都市線「京田辺」駅、東出口から徒歩約1分

株主総会ご出席者へのご来場記念品の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。